

7/14 第75回 社会を明るくする運動

(月) ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

今年も各島の港で街頭キャンペーンを行い、伯方警察署、保護司会を中心にPR活動を行いました。

■ “社会を明るくする運動”とは？

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年で75回目を迎えました。

■ 地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ

犯罪や非行をなくすためには、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることも大切なことです。

7/24 静かに漂う幻想的な灯籠
(木) 上弓削地区 灯籠流し

毎年、7月24日の地藏盆の日に行われている上弓削地区の灯籠流し。この灯籠流しは、この1年に亡くなられた方、地区に住む方々の先祖を供養するための施餓鬼行事として行われています。

子どもたちが曳いてきた精霊船「極楽丸」を乗せた船が到着。住職による読経が行われ、集まった地域の方々とともに故人を追悼しました。その後、地藏盆おどりを踊り、灯籠を海へと流しました。灯籠の灯りが海面に光る幻想的な風景を眺めながら、集まった地域の人たちは思い思いに故人を偲んでいました。

7/31 第13回上島町児童生徒会議（子どもサミット）
(木)

せとうち交流館において、第13回上島町児童生徒会議(子どもサミット)が開催されました。上島町の小・中・高校生の代表が集まり、いじめ撲滅に向けて、話し合いを行いました。会議の冒頭、弓削中学校から7月2日に岡山県の長島愛生園を訪れた現地研修の報告がありました。次に、愛媛県警察から情報モラル推進員を委嘱されている愛媛大学教職大学院生の授業を通して、安全・安心なインターネット利用についてグループで意見交換しました。インターネットを通してのいじめや、差別のない上島町にするために、今、自分たちのできることを考えました。



● ひとり親家庭ワンストップ相談窓口開設

24時間365日応対可能なチャットボットを活用したひとり親家庭ワンストップ相談窓口を開設！キャリアカウンセラーによる就業相談や弁護士による法律相談の予約も受け付けています。お気軽にご利用ください。

【対 象】ひとり親家庭等(離婚前の家庭含む)

【問い合わせ先】

県子育て支援課
☎ 089-912-2411

● えひめ愛顔のジュニアアスリート
11期生募集開始

オリンピックをはじめとする世界の舞台で活躍を目指すスポーツが大好きな小学4年生から中学2年生を募集します。

【募集期間】9/1(月)～10/3(金)

【問い合わせ先】

県競技スポーツ課
ジュニアスポーツグループ
☎ 089-960-8850



定額減税補足給付金（不足額給付）を支給します

【給付金の概要】

国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一時的な措置として、令和6年度に定額減税（納税義務者および扶養親族等1人につき、令和6年分所得税から3万円、令和6年度の個人住民税所得割から1万円）が行なわれました。その際、定額減税対象者のうち、その時点で入手可能な令和5年分所得等をもとに推計で算定した令和6年分推計所得税額と令和6年度個人住民税所得割額等を用いて、定額減税可能額が税額を上回り減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額を定額減税補足給付金（以下、「補足給付」）として、令和6年8月以降に支給しました。

令和7年度に実施する定額減税補足給付金不足額給付では、補足給付の支給額に不足が生じた場合などに、追加で不足分の給付を行います。

【対象者への通知】

令和6年度の補足給付金を受給されており、今回不足額が発生している方には、8月下旬以降にご案内の文書をお送りする予定です。

【支給対象者】

住民税の賦課期日（令和7年1月1日）に上島町に居住している人で、

① 6年分の所得税および定額減税の実績額等が確定したのちに本来給付すべき所要額と、6年度に実施された補足給付金との差額（不足額）が発生した人。

② 次の要件を全て満たす人

- ▶ 所得税および個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円（本人として定額減税対象外である方）
- ▶ 税法上の扶養親族等に該当しない
- ▶ 低所得世帯向け給付（5年度または6年度に実施）の対象世帯の世帯主、および世帯員ではない

【給付金額】

- ① = 補足給付との差額（不足分を1万円単位で支給）
- ② = 原則4万円（その他条件により1～3万円の間で変動あり）

【申請方法】

お手元に届きました確認書（申請書）（8月下旬頃発送）に必要な事項を記入の上、本人確認書類等必要書類と一緒に返信用封筒に入れて郵送するか、役場窓口（住民課・町民生活課）へ持参してください。申請締切10月31日（消印有効）です。

詳しくは、町ホームページでご確認ください。

URL: <https://www.town.kamijima.lg.jp/soshiki/5/26132.html>



■ 問い合わせ先 弓削 住民課 ☎ 77-2503